（様式消防４）

|  |
| --- |
| 消防水利施設指定承諾書年　　月　　日　　　三郷市消防長　あて住　　所　承諾者　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　消防水利施設、消防活動用空地及びその進入路の技術等に関する基準に基づき、下記の施設が消防水利として指定されることを承諾します。記 |
| 所在地 | 三郷市 |
| 種　　　　別 | 　消火栓　（　　　　　　　　基）　防火水槽　（　　　　　　　　基） |
| 構造・寸法 |  |
| 容量 |  |

　備　　考　　　２部提出のこと。

（参考）

消防法第２１条（抜すい）

１　消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。

２　省　略

３　第１項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。